

川崎市中原市民館 利用案内 (令和5年4月現在)

中原市民館は、生涯学習活動の場を提供し、市民の文化振興と健康の向上をめざしています。

- 中原市民館は、川崎市教育委員会所管の社会教育施設です。館内では、専ら営利を目的とした活動（主たる目的が販売や営業等の活動）を行うことはできません。ただし、実費を参加費や材料費として徴収することは可能です。詳しくは使用前に施設窓口にご相談ください。
- 市民館は代表者を含めて5名以上で構成されたグループの利用を想定した施設となっており、川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」の利用者登録をすることにより使用の申込ができます。「ふれあいネット」への登録方法等については、「ふれあいネット利用の手引き」をご覧ください。
- 駐車場・駐輪場は狭く台数に限りがあります。それぞれ満車の時は他の近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。
- ※ 市民館周辺は自転車等放置禁止区域です。
- ※ 当館は駅から至近ですので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願いをいたします。
- ※ 施設内及び敷地内は禁煙です。

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12

電話 (044) 433-7773 (代) FAX (044) 430-0132

インターネットのホームページもご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/category/97-11-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



- ・JR南武線「武蔵小杉駅」下車 東口より徒歩3分
- ・JR横須賀線「武蔵小杉駅」下車 横須賀線口より徒歩4分
- ・東急東横線・目黒線「武蔵小杉駅」下車 正面口より徒歩3分、南口より徒歩4分

◆ **使用時間** 午前9時から午後9時まで

◆ **休館日** 毎月第3月曜日（国民の休日と重なる場合は開館し、翌平日を休館します。）
 年末年始（12月29日～1月3日）

※ 設備点検等のため臨時に休館もしくは貸館を停止することがあります。

◆ **室別定員及び使用料** ※各部屋はグループでの使用が前提となります。

階	室名	定員 (人)	面積 (㎡)	使用時間／使用料			
				午前	午後	夜間	全日
				9:00～11:30	12:30～16:30	17:30～21:00	9:00～21:00
2階	ホール(多目的)	375	291	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
	ホール控室	10	11				

階	室名	定員 (人)	面積 (㎡)	使用時間／使用料			
				午前	午後	夜間	全日
				9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～21:00
2階	第1会議室	36	60	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	36	55	〃	〃	〃	〃
	第3会議室	24	47	〃	〃	〃	〃
	第4会議室	24	45	〃	〃	〃	〃
	第5会議室	24	44	〃	〃	〃	〃
	第6会議室	14	30	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	36	37	〃	〃	〃	〃
	実習室	42	92	〃	〃	〃	〃
	視聴覚室	60	86	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	音楽室	42	77	〃	〃	〃	〃
	料理室	36	82	〃	〃	〃	〃
	体育室	50	148	440円	780円	1,340円	2,560円
	児童室	25	53	無料(下記※2参照)			

1階	ギャラリー	—	84	無料:利用方法は、最後のページをご覧ください。			
	グループ室	18	42	専用のグループ登録が必要、詳細は受付にお問い合わせください。			

(面積は、ホール：客席フラット時、会議室：壁芯、その他：有効床面積です。)

※1 土曜日、日曜日、祝日は、上記使用料の2割増になります。

※2 会議室等の利用に伴い児童室を使用する場合は、付添責任者を定め、受付で予約してください。児童室を単独で使用できる制度もあります。受付でお尋ねください。

※3 使用料は口座振替払いと納付書払いの方法があり、利用者登録の際に指定した方法で利用した翌月にお支払いいただきますが、利用当日にキャッシュレス決済による支払も可能です。指定の期日までにお支払いがなかった場合には、システムのご利用ができなくなります。

※4 施設を予約した権利を第三者に譲渡することはできません。

※5 各室の定員を超えての使用はできません。

※6 体育室での社交ダンスの利用はできません。

◆ **設備使用料**

ホールのピアノ及び音響・照明設備など（付帯設備といいます。）、実習室陶芸窯は、別途設備使用料をいただきます。ホールの設備使用料は時間区分ごとにかかります。

◆ **ホールで入場料を徴収する場合の使用料**

入場料の区分に従い次表のとおり使用料が割増になります。（「入場料」という名称は一例です。前売りの場合でも割増が適用となります。）

入場料金	割増の割合
1円～ 999円	5割（1.5倍）
1,000円～2,999円	10割（2.0倍）
3,000円以上	20割（3.0倍）

◆ **使用申込方法**

- ・ 会議室等（ホールは除く）は、ふれあいネット（川崎市公共施設利用予約システム）を使って御自身でふれあいネット利用者端末、インターネット経由で予約をしていただく形となります。ふれあいネットの利用にあたっては事前に登録が必要です。登録の方法は窓口またはふれあいネット運用センターにおたずねください。
- ・ ホール抽選に参加される場合は、事前の申請により「川崎市市民館抽選会参加カード」の交付を受けてください。 ホール抽選についての詳細は受付でおたずねください。
- ・ 当館の利用者端末の使用可能時間は、休館日を除き午前8時30分～午後9時です。ただし、臨時に休館することもありますので、館内の掲示にご注意ください。

◆ **使用申込期間**

施設名	申請期間	手続
ホール及び併せて申請する施設	使用日（連続の場合は使用開始日）の属する月前1年から使用日の14日前まで	受付で、申請書にご記入ください。
会議室等	抽選申込期間 4か月前の17日から23日まで 抽選日 4か月前の24日 確定処理期間 4か月前の25日から28日まで 随時予約 4か月前の29日から3日前まで	ふれあいネットを使用して予約してください。

- ※1 ホールの使用申込抽選は毎月1日（1月は4日）午前10時から1年後の同じ月の1か月分をまとめて受付けます。抽選申込時には「抽選会参加カード」とあらかじめ登録を受けた方の「ふれあいネット個人登録カード」が必要です。その後の随時予約は使用日の14日前まで受け付けます。予約の際にはグループ名を入力してください。
- ※2 ホールの予約と併せて会議室等の施設を付帯して使用する予約ができます。受付で空室の確認をしてから申し込んでください。
- ※3 会議室等の抽選結果は御自身で確認後、確定処理をしてください。確定処理を行わなかった場合、当選は無効となります。

◆ **使用を中止する時**

- ・ 使用を中止する時（ホール以外）はふれあいネットで手続きしてください。
- ・ ホールの使用を中止する場合は受付で中止届にご記入ください。
- ・ 届出時期により下表の使用料（キャンセルに伴う使用料）が発生します。ただし、台風等の荒天で条例に定める「特別の事由」にあたると認められた場合は、使用料を徴収しないこともあります。（その場合は、中止届の提出が必要になります。）

施設名	使用中止届出期間	使用料	例(使用日が10月10日の場合)
ホール及び併せて申請する施設	使用日前6か月まで 使用日前4か月まで 上記後使用日まで	無料 5割 全額	申込 ～ 4月10日 4月11日～ 6月10日 6月11日～10月10日
会議室等	使用日前3日まで 上記後使用日まで	無料 全額	申込 ～10月 7日 10月8日～10月10日

◆ 予約の取消

- ・ 使用許可条件、条例、規則等に違反した場合、または、予約する際に不正の手段を用いた場合は、予約の取消を行うことがあります。

◆ 使用方法

- ・ ご利用当日は、時間時間の15分前から受付で部屋の鍵をお渡しできます。利用グループ名・予約した部屋名を受付でご記入ください。(ホールは除く)
- ・ ご使用後は備品類を整頓し原状回復後、照明を消して扉を施錠後、鍵を受付にお戻しください。もし壁・机等を破損してしまった場合は、必ず受付にお知らせください。

◆ 使用上の留意事項

- 1 ホールをご使用の場合は、使用日の約1か月程度前にホールスタッフから連絡しますので「打合せ」を行ってください。
- 2 興行的な催し(商業的なコンサートや演劇等)は、ホールに限り可能です。また、ホールの使用に限り、催物に関連する物品のみ販売が可能です。事前に「物品販売許可申請書」を提出して許可を受けてください。
- 3 会場・駐輪場整理等で必要な人員は主催者が配置してください。また、関係官庁へ届出を必要とする催物については届出を必ず済ませておいてください。
- 4 建物の外周り、外壁、植栽帯や緑地などは当建物(ミッドスカイトワー)の共用部分に当たりますので、看板類の掲出については、館内(屋内部分)のみとなります。
- 5 飲食を目的とする使用、アルコール類の持込は禁止しています。
- 6 下駄等での入館、廊下等での歌・演奏等他の人の迷惑になる行為は禁止しています。
- 7 施設内の壁に張紙等の掲示をすることはできません。
- 8 館内の行事案内版の表示について希望がある場合は事前に受付までお知らせください。

◆ 中原市民ギャラリー利用案内

ギャラリーは市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及および振興を図るための展示場として設けられたものです。作品の展示にご利用ください。

- ◎ 利用料は無料です。利用対象は市内で活動している市内在住又は在勤者の団体です。
- ◎ 利用回数は、各団体について年1回のみです。(4月から3月を1年とします)

《利用期間》

- ・ 各団体につき1週間です。(点検等により使用できない日もあります。)
- ・ 原則として、木曜日の午後1時搬入～翌週木曜日の午前中搬出です。
- ・ 利用可能時間は、開館日の午前9時～午後9時です。

《受付》

- ・ 利用申込抽選は3か月ごとにまとめて行いますので、下表受付日の10時までにご来館ください。やむを得ず中止する場合は、中止届の提出が必要です。

使用月	受付日	使用月	受付日
10・11・12	4月第2木曜日	4・5・6	10月第2木曜日
1・2・3	7月 〃	7・8・9	1月 〃